

令和2年4月1日から

建設業許可申請等について 以下の変更があります。

大臣許可業者（岐阜県内に本店を有する建設業者）の皆様

- ・ 申請書、確認資料の提出先は中部地方整備局に変更されました。

岐阜県知事許可業者の皆様

- ・ 申請書、変更届の書類の一部が提出不要になりました。
 - ◎国家資格者等・監理技術者一覧表（様式第11号の2）
- ・ 確認資料の一部が提出不要になりました。
 - ◎営業所に関する「地図」
 - ◎営業所を使用する権原を確認するための書類
 - ◎令3条に規定する使用人の常勤性の確認書類
 - ◎令3条に規定する使用人の委任状等
 - ◎経營業務管理責任者、専任技術者及び令3条に規定する使用人の現住所
が確認できる書類
- ・ 確認資料の一部に記載が必要になりました。
 - ◎営業所の写真に、営業所を使用する権原（所有、賃貸借等の別）を記載

詳しくは、「[建設業許可申請・変更等の手引](#)」をご覧ください。

https://www.pref.gifu.lg.jp/shakai-kiban/kendo/nyusatsu/11656/cl_tebiki.html